

監 発 第 5 9 号
平成30年11月19日

庄内町長 原 田 眞 樹 殿

庄内町監査委員 真 田 俊 紀
庄内町監査委員 石 川 武 利

財政援助団体監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり報告します。

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の概要

(1) 監査の対象

庄内町商工会に対する財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

[補助金等の名称及び金額]

・庄内町商工会事業補助金（平成 29 年度）	8,021,000 円
・庄内町商工ふれあい会館建設支援事業補助金（平成 29 年度）	3,414,000 円
・商工業振興支援事業補助金(後継者育成支援事業)（平成 29 年度）	564,000 円
・商工業振興支援事業補助金(受注活動支援事業)（平成 29 年度）	122,000 円
・食を活用した賑わい創出事業補助金（たべぶら事業）（平成 29 年度）	448,000 円

(2) 監査を執行した日時

平成 30 年 10 月 1 日(月) 午前 9 時 30 分から午前 11 時 40 分まで

(3) 実施した監査の手続き

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、当該団体に対する補助金に係る出納その他の事務の執行について、提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続きを実施した。

2 監査の結果

総体に概ね良好であると認められた。

監 発 第 60 号
平成30年11月19日

庄内町長 原 田 眞 樹 殿

庄内町監査委員 真 田 俊 紀
庄内町監査委員 石 川 武 利

財政援助団体監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり報告します。

財政援助団体等監査報告書

1 監査の概要

(1) 監査の対象

庄内町観光協会に対する財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

[補助金等の名称及び金額]

・ 庄内町観光協会負担金 9,050,000 円

(2) 監査を執行した期日

平成30年10月1日(月) 午後1時30分から午後3時20分まで

(3) 実施した監査の手続き

地方自治法第199条第7項の規定により、当該団体に対する補助金に係る出納その他の事務の執行について、提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続きを実施した。

2 監査の結果

総体に概ね良好であると認められた。

監 発 第 6 1 号
平成30年11月19日

庄内町長 原 田 眞 樹 殿

庄内町監査委員 真 田 俊 紀
庄内町監査委員 石 川 武 利

財政援助団体監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり報告します。

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の概要

(1) 監査の対象

社会福祉法人庄内町社会福祉協議会に対する財政援助に係る出納その他の事務の執行について監査を行った。

[補助金等の名称及び金額]

庄内町社会福祉協議会補助金（平成 29 年度） 45,214,987 円

(2) 監査を執行した日時

平成 30 年 10 月 2 日(火) 午前 9 時 30 分から午後 3 時 20 分まで

(3) 実施した監査の手続き

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、当該団体に対する補助金等に係る出納その他の事務の執行について、提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続きを実施した。

2 監査の結果

総体に概ね良好であると認められた。

監 発 第 6 2 号
平成30年11月19日

庄内町長 原 田 眞 樹 殿

庄内町監査委員 真 田 俊 紀
庄内町監査委員 石 川 武 利

公の施設の指定管理者監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり報告します。

公の施設の指定管理者監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、指定管理者が行う公の施設の管理にかかる出納及びその他の事務の執行で、当該施設管理に係るものについて監査を実施した。

1 監査の概要

(1) 監査の対象

指定管理者 響ホール事業推進協議会

指定管理施設 庄内町文化創造館

委託料の名称及び金額

庄内町文化創造館指定管理委託料(平成29年度)

69,074,204円

(2) 監査を執行した期日

平成30年10月3日(水) 午前9時30分から午前11時30分まで

(3) 実施した監査の手続き

平成29年度に指定管理者が行った「庄内町文化創造館」の施設管理に係る出納その他の事務の執行について、当該団体から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、帳簿突合、質問その他必要と認められた監査手続きを実施した。

2 監査の結果

総体に概ね良好であると認められた。

監 発 第 6 3 号
平成30年11月19日

庄内町長 原 田 眞 樹 殿

庄内町監査委員 真 田 俊 紀
庄内町監査委員 石 川 武 利

公の施設の指定管理者監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり報告します。

公の施設の指定管理者監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、指定管理者が行う公の施設の管理にかかる出納及びその他の事務の執行で、当該施設管理に係るものについて監査を実施した。

1 監査の概要

(1) 監査の対象

指定管理者 庄内町総合型スポーツクラブ コメっち*わくわくクラブ

指定管理施設 庄内町社会体育施設

委託料の名称及び金額

庄内町社会体育施設指定管理委託料(平成29年度)

55,135,000円

(2) 監査を執行した期日

平成30年10月4日(木) 午前9時30分から午前11時30分まで

(3) 実施した監査の手続き

平成29年度に指定管理者が行った「庄内町社会体育施設」の施設管理に係る出納その他の事務の執行について、当該団体から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、帳簿突合、質問その他必要と認められた監査手続きを実施した。

2 監査の結果

総体に概ね良好であると認められた。

監 発 第 6 4 号
平成30年11月19日

庄内町長 原 田 眞 樹 殿

庄内町監査委員 真 田 俊 紀
庄内町監査委員 石 川 武 利

公の施設の指定管理者監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり報告します。

公の施設の指定管理者監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、指定管理者が行う公の施設の管理にかかる出納及びその他の事務の執行で、当該施設管理に係るものについて監査を実施した。

1 監査の概要

(1) 監査の対象

指定管理者 和合の里を創る会

指定管理施設 庄内町余目第四公民館

委託料の名称及び金額

庄内町余目第四公民館指定管理委託料(平成29年度)

19,445,133円

(2) 監査を執行した期日

平成30年10月4日(木) 午後1時30分から午後3時30分まで

(3) 実施した監査の手続き

平成29年度に指定管理者が行った「庄内町余目第四公民館」の施設管理に係る出納その他の事務の執行について、当該団体から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、帳簿突合、質問その他必要と認められた監査手続きを実施した。

2 監査の結果

総体に概ね良好であると認められた。